

# 知的障がい者との共生社会の実現

森 は な 絵

# 目次

はじめに

## 1. 障がい者福祉の歴史

- 1. 1 知的障がい者の定義
- 1. 2 戦前から戦後までの障がい者の歴史
- 1. 3 政府の障がい者に対する価値観
- 1. 4 障がい者運動の本格化
- 1. 5 教育制度の変遷
- 1. 6 国際的な動き
- 1. 7 障がい者人権問題

## 2. ノーマライゼーション原理の登場

- 2. 1 ノーマライゼーションとは
- 2. 2 ノーマライゼーション原理
- 2. 3 成文化されるまでの背景
- 2. 4 世界的な広まり
- 2. 5 日本への影響

## 3. ノーマライゼーションからインクルージョンへ

- 3. 1 インクルージョンとは
- 3. 2 インクルージョンの登場
- 3. 3 ノーマライゼーションとインクルージョンの違い

## 4. 共生社会実現にむけて

- 4. 1 差別の現状
- 4. 2 意識変革の必要性
- 4. 3 サポートィブな関係作り
- 4. 4 共生社会実現への道のり

おわりに

参考・引用文献

## はじめに

現在、公共の場所では体の不自由な人に配慮したバリアフリーが主流となっている。これらにより、障がいを持った人でも昔に比べて外に出向きやすくなってきた。このように物理的な障がいは取り除かれてきているのに対し、心理的な障がい、すなわち社会における障がい者に対する偏見や差別に関する問題はまた課題として残されているのは事実である。私は大学1年生の夏に、知的障がい者施設にボランティアに行った。そこで障がいのある人達と触れ合うなかで、なぜ障がい者は遠い存在に思えるのかという疑問がわいてきた。これをきっかけに、障がいのある人とない人が共に生きていける社会、すなわち「共生社会」の実現にむけて必要な事は何か始めた。しかし、未来を語る場合は過去を語る必要がある。したがって、今回は過去に行われてきた取り組みや考えられた理念を取り上げながら、共生社会実現の可能性を探っていこうと思う。

第1章では、共生社会について考える大前提としてまず始めに、障がい者は社会の中でどのように見られ扱われてきたかという歴史的背景について述べていく。戦時中の荒れた日本社会・経済の混乱の中で、障がい者はどのようにして生きていたのか、また戦前、戦中の障がい者の生活はどのようなものだったか見ていきたい。そして戦後、障がい者の権利を主張するために障がい者の親の会やそのほかの当事者団体は何を訴え、そしてそれらはどのように障がい者分野に影響を与えたか見ていこうと思う。第2章からは、ノーマライゼーション原理をとりあげ、それとともに変化していく障がい者観を見ていく。ノーマライゼーション原理は世の中にどのように影響を及ぼしたか、そしてそれらが今日の社会福祉にどのように関わっているのか世界の動きとともに考えていく。今日障がい者政策において「ノーマライゼーションからインクルージョン」が叫ばれているが、その理由や目的は何かを第3章で明らかにしていこうと思う。第4章ではそれまで述べたことをふまえ、障がいのある人とない人が共に生きていける社会の可能性についてみていく。健常者も障がい者も互いに尊重し合い支え合っていくために今必要なことは何か、そしてその先に共生社会は見えるのかを考えていこうと思う。

### 1. 障がい者福祉の歴史

昔に比べ現在は、障がい者も地域で住みやすい社会になってきているものの、今もなお差別や偏見といった人権問題は未だにみられる。そういった知的障がい者に対する差別や偏見は、障がい者の歴史の名残ともいえるであろう。日本では第二次世界大戦で、軍人約230万人、民間人役80万人、総計300万人以上の生命が奪われた。また戦後も食糧不足や貧困問題で日本の経済状況は混乱に陥った。そのような中で、障がい者の位置づけはどのようなものだったのだろうか。また、人権侵害や差別問題はどのような歴史のなかで作りあげられたのだろうか。この章では、障がい者差別や人権問題に焦点を当て、障がい者の歴史を杉本(2008)を参考に見ていこうと思う。

## 1. 1 知的障がい者の定義

まずは「知的障がい者」の定義について述べてみる。わが国では、身体障害者福祉法（1949年）第4条で「身体障害者」の定義を掲げているのに対して、知的障害者福祉法（1960年）には「知的障害者」の定義に関する条項はない。示されていたのは全て施設や事業の定義であり、知的障がい者の定義は法的には存在しないのである。専門家の中では各種定義が存在していたのだが、何をもって「知的障害」というのか、その判断基準において様々な論議がされた結果、長年法律として断が下されなかった。一般的に用いられているのは、1990年に実施された知的障害児（者）基礎調査の定義で、「知的機能の障害が発達期（概18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者」というものである。それより前の1953年に出された文部省（現文部科学省）の「特殊児童判別基準」によれば、知的障がい者とは「種々の原因により精神発育が恒久的に遅滞し、このため知的能力が劣り、自己の身近の事からの処理及び社会生活への適応が著しく困難なもの」と定義されている。また、障がいの程度によって「白痴・痴愚・魯鈍」などと呼ばれ、それらの言葉は戦後も長く用いられていた。「白痴」は「全く職業をなし得ない」重度障がい者、「痴愚」は「わずかに職業をなしうる半痴」、「魯鈍」は「それより軽いもの」とされていた。白痴とはもともと漢語で「白癡」と書き、8世紀頃の文献には既にでており、「白」の「明確な」という意味と「癡」の「おろか」という意味が組み合わさって出来たものと考えられる。この呼び名からもわかるように、障がい者は昔から愚か者・邪魔者などといった扱いを受けながら生きていた。では具体的にどのような扱いをされていたのだろうか。

## 1. 2 戦前から戦後までの障がい者の歴史

知的障がい者に関する施策というのは、児童福祉法成立以降のことであり、それまではほとんど何もなかった。その理由として考えられるのは、当時知的障がい者を知的障がい者として認識する手段がなかったこと、または障がい者に目を向けられなかったことである。国や市町村からの補助がないなかで、彼らを支えていたのは民間の篤志家、宗教関係者、社会事業者などであった。その中の1人として上げられるのは、キリスト者である石井亮一である。彼は、1891年立教女学校の附属として孤児を養育する東京教育院を設立したが、その直後の10月28日に濃尾地震が起これ、その被災孤児十数名を収容した。その後、孤児の中でもより悲惨な環境に置かれていた孤女の救済と職業教育を目的として「孤女学院」を設立する。しかし、その子どもの中に通常の教育では困難な子がいることを認識し、それをきっかけに知的障がい者教育の研究に没頭し、1896年に「滝乃川学園」という日本で初めての障がい者施設を設立した。その後次々と障がい者施設が作られていったが、国からの補助は出ず全て民間からの寄付によって行われていた。また、施設に入れるのは一部の障がい者だけであり、後のものは犯罪者の手先に使われたり、精神病院に送り込まれたりした。

さらに、1900年に改定された「小学校令」では知的障がい者の就学免除がいわれ、それらに該当するものたちは学校教育から排除されていった。またその排除された人たち

は浮浪者となったり、施設に収容されたりして次第に社会からも疎外されていったのである。このように、明治中期にスタートをきった日本の障がい者施設は、対象者を世間の偏見や差別から保護するためとして、結果的には一般社会から隔離されることとなった。

そして戦争が始まり、市民は次々と徴兵されていった。知的障がい者のなかでも、少しでも労働力になりそうな人は軍需工場に狩り出されていったが、障がい者のなかで労働力にならないと判断されたものはそれが免除された。その免除のかわりに与えられたのは、「戦争にいかない非国民」というレッテルだった。このように、障がい者は戦時中「非国民」とか「役立たず」とか「穀潰し」呼ばわりされて、さまざまな辛酸をなめさせられてきた。しかし、戦争が激化するにつれ、徴兵年齢も引き下げられ多くの学徒が戦場に送り込まれた。そして、それまで役立たずといわれて施設にいた障がい者も少しでも労働力になる人は戦場に送り込まれたり、需要産業に動員されたりした。このように、国は人員が足りなくなったらそれまで差別して排除していた障がい者を利用し始めたのである。しかし、知的障がい者のなかには状況さえ読めないうえに、目の前で次々と人がなくなっていく姿を見て混乱状態に陥り、精神疾患で苦しんだ人も大勢いる。これは障がい者に限らず、兵士や他の市民にも同じようにおきていた。病気や怪我をし、障がい者になったひとも多くいた。戦争は、精神面でも肉体系でも多くの障がい者を生み出した残酷なものであったと考えられる。

戦後も貧困、怪我、病気で苦しむ人ばかりになり、そういった貧困を少しでも改善しようと考えられたのが「旧生活保護法(1946年)」の成立である。しかし、敗戦直後の経済混乱は障がい者の生命を脅かすものであった。戦争で負傷した人や病気になった人たちの治療が優先され、障がい者は後回しにされていたのである。そうした中で障がい者たちは自らの生存権をかけ、戦前からすでに組織されていた患者運動や視覚障がい者に先導されつつ動き始めたのである。その運動は、京都、岡山、東京を中心に全国各地で見られるようになった。そして1946年10月、東京の9つの結核療養所や結核病院の患者自治会によって、全国で初めての患者自治会の連合組織である「東京都患者生活擁護同盟」が結成された。この組織は都庁や進駐軍部に対して、主食の一合加配や軍の携帯食糧放出等に関する要請行動を展開した。(田中 2005)そしてその後、「日本国立私立療養所患者同盟」(現「日本患者同盟」)や「全国国立らい療養所患者協議会」(現「全国ハンセン病患者協議会」)が結成されていき、戦後患者運動の基盤が確立されていった。特に、生存権を主張する患者運動のなかで話題になったのは、1957年に起こされた「朝日訴訟」である。それは当時の生活保護の基準が憲法25条にある「健康で文化的な最低限度の生活」を満たしていないという訴えであった。一審では、見事勝利を勝ち取ったが、二審では「25条プログラム規定説」や「補足性の原理」などの視点より、一審を覆す判決になってしまった。最高裁で闘っている時、朝日茂氏は危篤状態になり、養子夫妻が訴訟を続けたが、最高裁判所は保護を受ける権利は相続できないとし、本人の死亡により訴訟は終了した。しかしその過程では、多くの人々が朝日氏に共感し、共に支えあって政府を相手に闘った。そういった意味で、これは単なる朝日氏と政府だけの裁判ではなく、国民と政府の闘いだったのである。結果的には敗訴という形になってしまったが、市民の心を動かし、後に当事者運動や社会保障運動に大きな影響を与えたこの裁判は、患者運動の歴史の中で大いに意味のある裁判であった。

1950年から1953年の朝鮮戦争をきっかけに戦後復興を遂げた日本では、高度成長期に入り社会福祉施策の面でも大きな変化が見られた。その一つが1951年に制定された「社会福祉事業法」である。それまで政府は、社会福祉事業を民間事業化に任せ、わずかな補助金や奨励金を出すだけで公的な責任を逃れていた。しかしこの法律制定後、国や地方自治体の責任が規定されたのだが、政府は国民の請求権としてこれを認めるのを拒んだ上に、国民がサービスを受ける際には「措置委託」と表現し、スティグマを増幅させる結果となった。このように、政府は社会福祉事業の重要性は分かりつつも、どのように整備すればいいかわからないうえに国の経済状況もよくなかったため、多くの国民の制度を利用する意欲を失わせ、国庫の負担を少なくしようとしていた。

そして、1953年日本初である「精神薄弱児対策基本要綱」が策定された。しかし、その要綱内容とは、知的障がい児の施設・病院の拡充、知的障がい児を収容している少年院の拡充強化、遺伝性知的障がい性に対する優性手術の実施促進など、障がい者を施設に閉じ込め、社会から排除しようという意向が明らかにされた。このように障がい者は全て施設や病院に送りこみ、社会から存在自体を消そうとしていた。

また社会福祉事業法の他に、社会福祉六法である「生活保護法」(1946年制定、1950年全面改定)、「児童福祉法」(1947年制定)、「身体障害者福祉法」(1949年制定)、「精神薄弱者福祉法」(1960年制定、1998年「知的障害者福祉法」に改正)、「老人福祉法」(1963年制定)、「母子福祉法」(1964年制定、1981年「母子及び寡婦福祉法」に改正)も制定された。当初は、日本の経済的貧困が続いていたため、措置費の額も少なく、皆が十分にサービスを受けられるというわけではなかった。しかし、次第に、財政的にも余裕が出てきて徐々に施設の拡充がなされていった。例えば児童福祉法により知的障がい児通園施設という、知的障がい児を自宅から通園させ、独立自活に必要な技能や知識を習得させる施設が制度化された。また、重度の知的障がい児・者を対象に国立秩父学園が開設され知的障がい児施設に重度児収容棟が設置された。一見見ればどちらも障がい者が暮らしやすいようにと考えられたものであると考えられる。しかし実際には、就学免除や就学猶予といった形で公教育から排除された障がい児・者の受け皿とした意味合いが強く、結果的に彼らを地域からより遠ざけることとなった。また、戦後の社会福祉政策はいずれも、「家族の自助」を原則としており、出来るだけ政府の財政負担を抑えようとしていた。したがって、ますます「介護は基本的には家族がするもの」という概念が定まっていき、障がい児・者の家族への囲い込みが行われ、障がい児・者が暮らしていけるのは在宅か施設という閉ざされた場所となっていた。その結果、障がいを持っている子供を虐待したり殺してしまったりするという残酷な事件が相次いで起こっていったが、これは「家族依存型介護」や「障がい児・者への虐待」といった今でも見られる多く見られる問題に直接的にかかわっていると考えられよう。

### 1. 3 政府の障がい者に対する価値観

では精神薄弱者福祉法ができた当初、障がい者は社会の中でどのように見られ生きていたのか、1961年に発行された『厚生白書』<sup>1</sup>をみながら考えてみようと思う。

『わが国にどのくらいの精神薄弱者がいるかは、全国的統計に欠けているため、容易に明

らかになしえない。これまでの資料は、わずかに昭和二九年に行なつた精神衛生実態調査の結果により、痴愚以上の精神薄弱者が六〇万人程度いると推定されているのみである。このように全国的統計が欠けている理由は、調査にあたってなかなか世帯の協力が得られないこともその一因である精神薄弱者を持つ肉親の情としては、あるいは当然であるかも知れない。しかし、調査を通じてみられる家族たちのこのような態度は、精神薄弱者をめぐるさまざまな問題を家族の中にとじこめる結果となり、それだけ精神薄弱者の福祉対策の出発を遅らせる結果になったことは否定できない。(中略) これらの精神薄弱者は、現在の医学ではほとんど治療が不可能であるが、しかし、精神薄弱者本人の不幸はもちろん、その家族のこうむる苦痛にはきわめて深刻なものがあるし、優生学的見地からみても、いたずらに放置することは好ましくない。しかも、一部の精神薄弱者は、治安上からみて危険な存在であり、また売春婦女子などの相当数は精神薄弱者であつて、社会秩序を守るうえでもなんらかの措置を必要とする。しかも、医学的に治療はほとんど不可能の状態にあるといつても、早期に発見、教育あるいは補導が行なわれさえすれば社会的適応性は相当程度まで持ちうるものである。』(1961 厚生白書 第3章)

まずここで注目すべきことは、「精神薄弱者本人の不幸はもちろん、その家族のこうむる苦痛にはきわめて深刻なもの」という部分から分かるように、障がいにはあつてはならないものだと考えていることである。障がいを持つと本人は不幸になるうえその周りの家族にも被害が及ぶという明らかに健常者からの視点で書かれている。しかし実際問題なのは、障がいを持ったことではなく、差別や冷たいまなざしを受けながら社会の中で生きなければならないこと、そして十分な施策がなかったことなのではないだろうか。また「調査にあたってなかなか世帯の協力が得られないこともその一因である。精神薄弱者を持つ肉親の情としては、あるいは当然であるかも知れない。」というように書かれているところから見て、いかに障がい児を持つことに引け目を感じながら生きていたか、そして当時、障がい児の親が障がい児の子供がいるということを言い出しにくい社会であつたことを物語っているように思える。しかしそのような状況を「当然」というように、政府はそのような状況になっているのは仕方のないことであつて、悪いのは障がいを持つことと言っているようにも考えられる。さらに、「一部の精神薄弱者は、治安上からみて危険な存在」であり「早期に発見、教育あるいは補導」が必要といい、障がい者を犯罪者になりかねない存在という風にとらえている。しかし、これまで政府は障がい者を施設収容することばかり考え、適切な対応はしてこなかったために、障がい者は十分な教育も受けられず社会からも排除されていた。そのような背景には目を向けようともせず、障がい者は「危険な存在」と決め付けているのだ。この厚生白書からも見られるように、政府の考える障がい者施策は財政だけで支えられ、一番重要な障がい者観は間違つた方向に形成されていっていたように思える。

#### 1. 4 障がい者運動の本格化

このような差別社会の中で、障がい者やその家族たちが黙って生きていたわけではなかつた。まず動き出したのは障がい者の親である。1952年、3人の障がい児の親たちが知的な障がいのある自分たちの子供の幸せを願い、教育、福祉、就労などの施策の整備、

充実を求めて、仲間の親・関係者・市民の皆さんに呼びかけたことをきっかけに「手をつなぐ育成会」（現在「全日本手をつなぐ育成会」）を発足した。当時は、障がい者は「教育の猶予や免除」といった形で十分な教育も受けさせてもらえず、社会からも排除されていた。そういった障がい者の人権を取り戻すために立ちあがったのが育成会である。その後、親や関係者が立ち上がり47都道府県すべてに「手をつなぐ育成会」が結集され、その連合体が「全日本手をつなぐ育成会」になった。どのような活動を行ってきたかという、通勤寮、養護学校や各種障がい児（者）施設の整備の要望や政府との検討会などであり、現在もなお障がい者にとっても住みやすい環境作りに取り組んでいる。これに続き、1961年に「全国肢体不自由児親の会」、1963年に「全国言語障害児をもつ親の会」、1966年に「脳性マヒ児を守る会」、1967年に「自閉症児親の会」など相次いで障がい児・者関係者の団体ができていった。

一方で当事者の代表的な団体は、1957年に脳性マヒ者たちによって結成された「青い芝の会」である。発足当初は、会員数40数名であった、翌年は130名、3年後には240名の会員を擁する組織になっていった。また、設立当初は脳性マヒ者の親睦を目的としていたが、次第に障がいがあるため偏見や差別を受け、普通の教育の場からも就労の場からも追い出され、生きていること自体までも否定されるような社会状況を変えようと社会に働きかけた。その結果2年後には、既に脳性マヒ者に対する諸施策の早急な実施を関係機関に強く呼び掛ける決議文を厚生省に提出している。彼らは、「青い芝の会」の行動綱領に見るように自らのアイデンティティを再生させるためには、彼らを別の生命として規定し処遇する優性的価値を再生産し続ける健常者文明や、「愛と正義」という健常者社会における至上の価値を否定せざるを得ないという結論に達したのである。（2005 田中）

また、青い芝の会が社会に大きな影響を及ぼしたといわれているのが、映画『さよならCP』の上映運動である。これは、脳性マヒ者である当事者が自らビデオカメラを持ち街へ出てビラ配りを行っている映像や当事者の日常生活等を映し、ビデオに収めたものであり、メンバーたちは全国的にこの映画上映会、討論会を開いていった。このビデオの特徴と言えるのが、当事者自身の立場から健常者がどのように映し出されているかが分かることである。ビラを配っている当事者に対し、「かわいそう」等と言って憐れみの目でみている健常者の光景が映し出されている。このような映像は、社会の中にある差別を視覚的に映し出したものであり、そのような社会をもう一度考え直す機会を人々に与えた。また、当事者自らが街へ出ていき健常者の訴えかける姿は施設や家に閉じ込められている障がい者やその家族に勇気を与え、その後の当事者運動にも大いに影響を及ぼした。それまで障がい者について語られるときは全て健常者目線で語られていた。あるいは障がい者がいくら何か訴えても、それらは社会の中で健常者によりもみ消されていた。しかし、このように当事者自身が動き出すことにより、これまで隠されていた障がい者差別やあらゆる問題・課題を社会に直接的に訴えることが出来た。これらにより、徐々に障がい者に対して関心が寄せられるようになり、それまで無視されていた障がい者の存在が社会の中で大きくなっていったと考えられる。

## 1. 5 教育制度の変遷

上でも述べたように、障がい者は1866年の小学校令からずっと就学免除・猶予といった形で教育の場から排除されていた。例えば盲学校の就学の基準は「視力が0.1以上のもの」で、養護学校に入る肢体不自由者は「歩行が不可能または困難な程度による」などといったものであったが、実際には歩行が困難でもエレベーターやスロープを使えば問題なく車いすで移動できる者もいたし、言葉を発するのが困難な者や手が不自由で鉛筆を握れない者でもパソコンを使えばコミュニケーション出来ていた。したがって、この基準とは障がいをうわべだけで判断し、障がい者の実態に目を向けていない不適格なものであった。これに対し「全国障害者問題研究会」（以下・全障研）は障がい者の「発達を保障する」ことこそが障がい者問題解決のための最重要の任務であるという観点から、養護学校を中心とする障がい児教育を更に充実せよと訴えた。この「発達を保障する」という「発達保障論」とは、社会効用論に基づく無力な障がい児観を批判し、発達そのものに価値を見いだしていこうと考えるものである。しかしこの主張に対立してきたのが、全国障がい者解放運動連絡会議（以下・全障連）に結集する障がい者団体であった。障がい児・者の置かれてきた、そして置かれている現実から出発するならば、養護学校の義務化は差別・選別の能力主義的教育の完成であり、障がい児・者の隔離抹殺政策の一環であるという観点から、養護学校義務化阻止を主張し、地域・校区の原学級での教育の保障を求める運動を行った。このように「教育」を重視する全障研と「共生」や「脱差別」を重視する全障連の意見は対立しあい、結局一方では養護学校が存在しながら、他方では地域・校区で教育を受ける障がい児も存在するという状態が、全国各地でみられることとなった。障がい児・者の教育を第一に考えるかそれとも教育を通しての社会とのつながりを大切にするか、これは現在でも難しい問題である。さらに今の時代、「モンスターペアレンツ」と呼ばれる教育熱心の親が多いので、他の子供より少し時間と手間がかかってしまう場合のある障がい児に対して理解を得られることは難しいようだ。いずれにせよ、健常児と共に教育を受けるのであれば周りからの理解とは絶対不可欠であろう。この養護学校義務化反対の運動を通し、障がい者の組織化も急速に進み、全国的な広がりをもつようになった。

## 1. 6 国際的な動き

1970年代後半から、海外の障がい者運動に関する情報が日本にも伝わってきて、日本の障がい者運動にも影響を及ぼしてきた。国際連合は設立当初から障がい者分野に関心があり、種々の決議や宣言を行ってきた。そして1975年、「障害者の権利宣言」を採択し、障がい者の人権問題や直面している課題や問題等に関する指針を示した。この中で、障がい者は「人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利」、そして「その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利」を有していると示され「人としての権利」を主張している。しかし、日本ではこの宣言に注目する動きはごく一部の関係者の間でしか見られず、目立ったものはなかった。また他国も同様であり、この各国の理解不足、国際行動の必要性が指摘され、1976年国連第31回総会議で「1981年を国際障害者年とする」と全会一致で決議された。国際障害者年（International

Year of Disabled Persons) とは「完全参加」をテーマとし、国連憲章に示された人権、基本的自由、平和の諸原則人間の尊厳及び価値、社会的正義に関する信念を再確認し、障がい者の権利保障の実現を目指すものであった。そして、1979年の国連第34回総会において、「国際障害者年行動計画」が決定された。この計画の中でテーマが「完全参加」から「完全参加と平等」へと拡大されるとともに、国際障害者年の理念と主な原則、各国のとるべき措置、国際連合の事業等についての指針が示された。

では日本での動きはどうであったかという点、1982年国際障害者年推進本部にて「障害者対策に関する長期計画」を策定し、また総理府に「障害者対策推進本部」を設置し、政府として関係行政機関相互の緊密な連絡を確保し、施策の総合的、効果的な推進を図った。このように体制は整っていたものの、内容は記念行事や啓発活動がほとんどで新しい方針等は打ち出さなかった。これに対して民間では各団体が様々な議論を重ねあらゆる取り組みを行っていた。例えば、民間関係60団体が集まって「国際障害者年日本推進協議会」を発足し「国際障害者年長期行動計画」を発表したり、全障研は『全障研しんぶん』で国や自治体に対する異議や申し立て、そして障がい者の権利保障を主張したりした。しかし、国の方針も固まっていないうちで民間だけが活動しても、各団体間で方針の違いが生まれたり、意見の食い違いがあったりしてなかなかまとまった結論を出すことが出来ず、実行までに移せなかったのは事実である。

このように見ても、いくら民間が働きかけても肝心の政府が動き出さないことには始まらないのである。その理由は、方向性が定まらないということと、予算の問題である。1981年度の「国際障害者年」関係予算を見ても全体の61%（13億2千万円）がその年度限りの予算で継続事業にあてられたのはわずか39%（8億円）であった。これからもわかるように、政府は国際障害者年を重要なものだとみなしておらず、ただ世界の流れについて行こうと受け身の姿勢で、重要な問題や課題にしっかりと目を向けられていなかったように感じる。

日本に先立って、アメリカでは1960年代後半より、IL運動（自立生活運動）が行われた。これは、1960年代後半にカリフォルニア大学バークレイ校に重度の障がいのある学生が入学し、その学生生活を保障しようとする動きをきっかけに始まった。それまで自立といえば医療モデルに基づく、日常生活動作(ADL)の自立として理解されてきたが、この運動の登場により障がい者自身の選択にもとづく自己決定こそが自立であるとする自立生活モデルがうち出された。そして、国際障害者年を機に国際交流が深まっていく中で、1981年にIL運動のリーダーであるロバーツ（Edward Roberts）も来日し、講演を行っている。（田中 2005）そして日本でも、1980年に東京都心身障害者福祉センターで「重度障害者の在宅生活を充実させる教育プログラム」が実施される。これは肢体不自由養護学校高等部を卒業した重度脳性まひ者で、自分の意志と責任に基づいて、自己の行動、生活の様式を決定し、生活の質の向上をめざす「自立（自律）生活」を志向することにより、家庭、地域における充実した在宅生活の実現を図ることを目的としたプログラムである。この他にも、1982年厚生省社会局が設置した「脳性マヒ者全身性障害者問題研究会」が自立生活実現に向け、2年間の検討のうえ方策を打ち出し、これによりそれまで意見の対立が著しくみられた厚生省と障がい者団体が自立生活実現へ向け協力し合うようになっていった。また、1980年代半ばから自立生活支援に関する障がい者福祉施策も本

格的に始動し、所得保証施策、介助保障政策、居住政策等といったものも以前に比べ充実していった。そして、障がい者自身も、海外の福祉先進国に出向き、国外での障がい者福祉の現状や情報交換などを行い、日本での課題克服にも役立てていった。このように国外の運動は、「自立」の意味について再認識し日本の社会福祉体制を見直し、社会保障政策の打ち出しにも大いに影響を及ぼした。

## 1. 7 障がい者人権問題

このように、社会の中で障がい者分野への関心が高まるにつれ、1990年代以降からそれまで隠されてきた障がい者人権侵害の問題も次第に明るみになってきた。そのなかでも知的障がい者に対する差別、虐待はひどいものであった。なぜなら、身体障がい者は自分たちの受けた差別や人権侵害に対し自ら立ち上がり抗議してきたが、知的障がい者は何か被害を受けても世間に対し抗議したり訴えたりするのが難しかったため、今まで施設等で虐待を受けても発見されなかったり、気付いていても見て見ぬふりをされてきた。そのような問題の1つとして取り上げられたのが1996年に起きた「水戸事件」である。

この事件は、知的障がい者を20数人雇用している水戸市内の段ボール会社が障がい者に支払った賃金を水戸公共職業安定所に水増しして報告し、国から不正受給をしていた事件である。また当時社長であった赤須正夫は従業員に対し、長年虐待を日常的に行っていたことが同時に発覚した。どのような虐待だったかという点、素手で殴る・蹴るといった生易しいものではなく、金属の棒、角材、野球のバット、木の椅子等々を使った殴打であり、重傷を負わせた。また、従業員に十分な食事を与えず、それで空腹になった従業員に大量のタバスコをかけた食事を無理やり食べさせ、満腹感を感じなかった従業員には腐りかけたバナナを大量に食べさせ「こいつらはバカだから何でも食べる」と言ってせせら笑っていた。さらに寮に住んでいた女性従業員に性的暴行も加えていたことが後になって発覚した。被害者と家族が申し出た被害数は14名、20数件にも及んだのにも関わらず、「知的障害者」では事件にならないという警察と検察の前提的かつ差別的な捜査の前に、雇用助成金詐取（詐欺罪）と暴行2件・傷害1件しか起訴されなかった。その他、性的虐待を含む数々の虐待事件は、「時効」や「嫌疑不十分」を理由として不起訴処分とされた。そして1997年、被害者の訴えも届かず、赤須に執行猶予付きの判決が下された。

この事件は障がい者に関するさまざまな問題が組み込まれているが、一番注目すべきなのは、障がい者を人間として見ない「人権侵害」の問題である。虐待を行っていた赤須は勿論のこと、この裁判に携わった警察と検察の対応も不適切であった。「障害者であるから」証言も信用せず、嫌疑不十分であるといって証拠として出さなかったり、法廷に障がい者がたってもそれは信じられないだろうと勝手に決め付けたりした。日本国憲法には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と記してあるが、実際には司法、裁判制度は全ての人間にかかっているわけではなかった。赤須にしても警察、検察にしても障がい者は皆判断する能力や感情もないと決めつけ、自分たちの判断基準で物事を考えている。しかし実際には、この事件で心に傷を負い、「赤須」という言葉が聞いただけでおびえ暴れてしまう障がい者もいた。

執行猶予付きの判決が下った後も被害者や保護者はあきらめず訴え続け、約7年半の長い闘いの末、赤須は虐待の事実を認め1500万の賠償金を支払うよう命じられた。被害者の身体に傷も残っており虐待の事実は明らかだったのにも関わらず、7年半もかかりようやく勝利することが出来たのである。この事件の他にも、サングループ事件、大久保製瓶事件、白河育成園事件など様々な障がい者問題もマスコミを明らかになってきたが、90年代に急に障がい者問題が起こったというわけではなく、それまで隠されてきたもしくは発見されてこなかった問題が、人々が障がい者分野に関心を寄せ始めたのと同時に明らかになってきたのである。これらの事件を通し共通して言えるのは、障がい者は弱者だという認識を加害者、被害者、保護者そして警察、検察も持っていたことである。このような認識を変えていこうと、障がい者団体は活動していたのである。

様々な事件が勃発している中、厚生省は1966年から「障害者人権白書」を毎年発行するようになった。このテーマは、障がい者施策をより一層促進し、障がいのある人々が社会の構成員として地域のなかで共に生活し活動する社会を実現することである。障がい者施策の実施状況や障がい者への意識調査などをおこない、必要な施策や課題等を考えていく大きな手掛かりとして活用した。このように政府も以前に比べ障がい者分野の問題を深刻に捉えるようになり積極的に行動に移していった。

## 2. ノーマライゼーション原理の登場

第1章では、障がい者の差別、排除の歴史、そしてそれに対する政策や対応策等について紹介した。障がい者は社会から排除せられ、居場所を失い、施設での生活を余儀なくされていた。しかし、このような障がい者差別が起きていた社会を変えるきっかけとなった重要な原理の1つが「ノーマライゼーション」である。この章では、この原理はどのような過程の中で考えられたのか、そしてそれは私たちの社会の中でどのような役割を果たしてきたのか考えていこうと思う。そして、今日社会政策において、ポスト・ノーマライゼーションと言われ、「社会的包摂」という意味の「ソーシャル・インクルージョン」という新しい理念が生まれた。これら二つの理念が、どのように障がい者の生活に影響を与えているのかみていきたい。

### 2. 1 ノーマライゼーションとは

ノーマライゼーションという言葉が初めて使われたのは、1943年であるといわれている。1930年代スウェーデンでは日本と同じく、障がい者は強制的に施設に送り込まれ、その上そこで卑劣な扱いをされながら生きていた。当時の医学教科書には、今では考えられない非人間的な記述が多く、入所施設の劣悪な実態を見せたくないために、医学生を研修で連れて行くことや入所施設での教育・実習体験はほとんどなかったらしい<sup>iii</sup>。30年代に入ると、そのような状況をかえようと様々なところで動きが見え始めてきた。そして、障がい者の平等を目標に掲げる政党が国会で多数の表を集め、そこから障がい者に対

する意識も徐々に高まってきた。そして1943年に「しょうがい者雇用検討委員会」が設置され、1946年に出されたその報告書の中で障がい者の不平等に対する問題を「ノーマライゼーション化」という言葉を用いて記した。障がい者が地域で暮らすという考えがなかった時代であったため、これはとても斬新な考えであったが、実際には軽度の障がい者を対象にし、重度の障がい者はそれまでと同じように施設に入れられ、障がい者の平等への実現はまだまだ厳しかった。そして1959年にノーマライゼーションという言葉は隣国であるデンマークの1959年法の中でノーマライゼーション原理（the normalization principle）として再び現れた。1959年法というのは、デンマーク知的障害者親の会が社会大臣宛てに障がい者の入所施設改善を求めた要望書をきっかけに作られた法律で、「精神遅滞者の生活をできるだけ普通に近いものとする」ことを定めたものである。そして、この動きの中で理論的なリーダーを果たしたのがバンク＝ミケルセン（Bank-Mikkelsen, N.E.）であった。

第二次世界大戦争の最中、デンマークではナチス政府により占領され、大勢の人々が強制収容所に入れられていた。その中の一人がバンク＝ミケルセンであった。彼は、ナチス・ドイツに対してレジスタンス活動の地下新聞の記者であったため、収容所に入れられたのだが、そこで見た光景は想像を絶するものであった。その中でも障がい者に対しての扱いはひどく、収容したあげく大量虐殺、そしてナチス政権下になった直後に施行された断種法により、40万人もの障がい者が断種・不妊手術をされ、数万人がガス室に送り込まれた<sup>iii</sup>という。更に、当時のデンマークでは知的障がい者を巨大施設に収容し、終生保護を行うという施策もあった。バンク＝ミケルセンは戦後、デンマーク社会省で知的障がい者の福祉の仕事に携わっていたのが、障がい者の人間として権限が奪われているこの状況を見て、デンマークの障がい者施設における非人間的な処遇を批判した。また当時、1951年から1952年にかけて知的障害者親の会が発足する。親たちの情報交換や相互扶助を通し、障がい児の権利を守っていくことを目的としており入所施設の卑劣な対応に対する問題も取り上げ1953年には社会大臣宛に要望書を提出した。その内容というのは、入所施設の改革、不服申し立ての権利、自発的な活動の原則、教育の権利など障がい者の権利擁護を主張するものであった。そして、1954年に社会大臣直属の福祉サービス検討委員会が設置されその委員会のとりまとめ役を担っていたのがバンク＝ミケルセンであった。彼は、入所施設内で利用者に対する扱いを改め、彼らの市民権を確保することにより、「今まで普通の生活をしていなかったことに対し、普通の生活ができるように」、施設内での出来る限りのノーマルに近い生活を提供することを目的としてノーマライゼーションの理念を各国に発信していった<sup>iv</sup>。

バンク＝ミケルセンのノーマライゼーションの特徴の1つとしてあげられるのが、障がい者の平等・権利擁護の原則である。彼はある論文の中で「他の市民と同じ権利と義務を持つべきだという考え以上のことを表しているのではない<sup>v</sup>」というように、彼は障がい者の平等性や権利性をより一層強く主張した。この考えは後に使われるようになるピープルファーストという「障がい者である前に一人の人間である」という考えを生み出したと考えられる。そしてもう1つの大きな特徴は共生の原理である。彼は、「ノーマライゼーションは、精神遅滞者をいわゆるノーマルな人にするのを目的にしているのではない。（中略）ノーマライゼーションとは精神遅滞者その障害とともに（障がいがあっても）需要すること

であり、彼らにノーマルな生活条件を提供することである。」と述べている<sup>vi</sup>。このように、ノーマライゼーションとは障がい者個人に働きかけ、障がい者も健常者の考える「ノーマル」にしようとするのではなく、障がい者も健常者も共に支え合い快適に暮らせるよう、環境に働きかけることの大切さを述べている。彼のいうノーマライゼーションは現在のデンマークの福祉体制を支える大きな基盤として受け継がれている。

## 2. 2 ノーマライゼーション原理

バンク＝ミケルセンのいう「ノーマライゼーション」は、スウェーデンのベンクト＝ニリエがアメリカの「精神遅滞に関する大統領委員会報告書」で8つの基本的枠組みを持つ「ノーマライゼーション原理」のなかでより具体的に示した。8つの要素とは以下の通りである。

- 1 ノーマルな一日のリズム
- 2 ノーマルな一週間のリズム
- 3 ノーマルな一年間のリズム
- 4 ノーマルなライフサイクル
- 5 ノーマルな自己決定の権利
- 6 生活している文化圏にふさわしいノーマルな性的生活のパターン
- 7 生活している国にふさわしいノーマルな経済的パターン
- 8 生活している社会にふさわしいノーマルな環境の要求

ノーマライゼーション原理は、知的障がい者も、その生活している文化圏において適用され良いと考えられている日常生活のパターンを得ると同時に、その生活条件を享受できるべきだと主張している。(2008 ベンクト＝ニリエ) またこれは、障がいのある人が皆と同じように生きるのではなく、社会の中でその人らしい人生を送り、自分の生活条件をできるだけノーマルにすることを目標としている。その目標達成のために、障がい者の生活状況を把握しどのような形で彼らの生活条件を可能なものにしていくか考えていくためにこの8つの原理は重要な役割を果たした。例えば1つ目の「ノーマルな一日のリズム」を例にとって考えてみる。ノーマルな一日とは、重度障がい者であっても朝起きたらベッドからでて着替えをする、食事も家庭的な場で満腹感が得られるような食事をするなどである。健常者にとっては当たり前のことかもしれないが、施設で暮らしていた障がい者はたいてい食事の量も皆一律で満腹感が得られない時もあったり、着替えや歯磨きもせずにそのまま放置されていたりと、一日のリズムをすべて施設に管理され、ノーマルな一日のリズムのなかで暮らすことはできなかった。そして、そのように厳格な規則の中で生活することは障がい者を無力にさせてしまうという見解から、ノーマルな一日のリズムの重要性を見出した。また、そのためにはADL(日常生活動作)すなわち食事、衛生管理、衣服の着脱、ベッドを整える、掃除、食卓の準備、そして社会的能力、自動の学習能力や、成人が直面する複雑な社会的能力を練習したり、普通社会における現実的な状態で訓練したりできるように、特別の援助やサービスを要求するなどといったことができるよう支援しなければならないと主張した。

このノーマライゼーション原理は、成文化された以後多大な浸透力と注目を集めてきた。その理由として考えられるのが、この原理が施設批判をしていたこと、そしてとてもシンプルなものであったことである。第一章でも示されたように、施設での障がい者の扱いは想像を絶する凄まじいものであった。そのような状況に対して、批判している親、政治家、施設関係者など多数いたが、何れにしても施設の中の問題点に着目し批判していた。例えば、社会の適応能力に問題を抱えている障がい者が施設に入所しても施設の中はその問題を克服できる状況ではないので、そのような問題に対しても対処できる環境を整えるよう要求していた。しかしノーマライゼーションの原理は、施設のあり方というよりは、施設によって分離された生活のもつ非人間性に注目していた。ノーマルな生活とは何か考え、基準を定めた上で、施設での生活を見直し、そこででの生活の価値のなさを強調したのである。この観点は、新しいものであったがために注目されたが、同時に論議も生み出した。なぜなら、当時多くの国々では施設とは隔離や分離が長年の特徴であり、利用者の生活というのはほとんど施設側が管理するのが当たり前だったからである。それなので、障がい者がノーマルな生活のパターンをもって生活をするといった考えは、支配的であった施設で受け入れられるのは簡単なことではなかった。どのようにこの原理が広まっていったのかは、後で説明することとする。

また、ニリエは知的障がいには3つの困難があるとノーマライゼーションの原理の中でいっている。1つ目は他の人を適切に理解する困難さである。障がいによって他人を理解するのに困難を感じる障がい者は多々いる。どのような場合かという、例えば学校で教師や友達に言われたことが理解できなかつたり、新しい環境になれなかつたりした場合に混乱して叫んだり泣いたりして異常行動を起こしてしまうことがある。これは、障がいにより相手を理解する力がやや低いために起こる。しかしこの場合、問題なのは障がい者が異常行動を起こしてしまうことではなく、それに対する周りの理解力の欠如である。障がい者が混乱してしまうのは、整った環境がないためでもあるのに、障がい者の異常行動にしか目をむけない健常者は多い。そして、その理解の欠如から叫んでいる姿などみて「障がい者は怖い」というイメージを持ってしまい、それが差別や偏見につながってしまうことが多いということは否めない。従ってこのように、他人を適切に理解することに困難を感じる障がい者の発達を支援する人たちは教育学的さらに心理学的にも非常に優れており、敏感に察知される能力が要求されるとニリエはいう。

2つ目は、周辺社会を適切に理解する困難さである。第1章でも示した通り、ほとんどの障がい者は昔から施設の中または家庭の中だけで育ってきた。いまは昔に比べ、社会の中で生活している人は増えたが、それでもまだ多くの障がい者は身を潜めながら暮らしている。それによって、外の世界に入ることもほとんどなかったため、社会のルールやしきたりを知らない人が多い。そのように、社会に一度も出てなかった人がいざ社会に出ようとしてもなかなかうまく行かず、その困難さゆえにまた混乱してしまい、最後には社会に順応できない自分を責め、無力だと感じ障がいがどんどん強調されていってしまうこともある。このような負の連鎖を避けるためにも、障がい者も幼い頃から学校や地域のなかで社会の中での経験を増やしていき、活動範囲を徐々に拡大していくことが大切である。

3つ目は、自分を理解することの困難さである。障がい者は、社会の中で健常者に理解されずに差別や偏見を受け、自分は何もできないという様に悲観的になったり、障がい

あるから仕方のないことだとあきらめてしまったりする。このように障がい者は、自己防衛的になったり悲しみのあまり引きこもってしまったりするような状態に陥りやすい。そのような中で、自分をしっかり理解し相手に自己を主張するというのは難しいことである。

以上述べた、3つの困難さは負担とも言える。しかしすべて障がいがある故に起こっているものではない。例えば、障がいがあっても理解する能力が少し足りない人にわかりやすい手段、方法で伝えたり、わからなかった場合もあきらめずに気長に支援したりすることで障がい者もパニックになることなく落ち着いていられるだろう。そして、その積み重ねで障がい者も徐々に自分に自信を持ち始め、主張することもできるかもしれない。障がい者へのケア計画を作成し実施するにあたっては、彼らとの共同活動、さらに全ての作業段階において、これら3つの困難さのもつ意味と、これらの困難さが課す要求事項を十分に考慮し尊敬をもって接しなければならない。(ニイリエ 2008)

## 2. 3 成文化されるまでの背景

スウェーデンにおけるケアの発展に関しては2つの伝統があるとニイリエはいう。それは、教育学的なものや医学的なものである。1800年代、スウェーデンも日本と同じく、「精神遅滞児童」は高齢者、身体障がい者、精神疾患患者等と一緒に貧民救済院や病院に収容されていた。しかし日本と違っていた点は、その理由が差別的なものというより「邪悪で無理解な環境から児童を救う」というように、障がいのある人の救済にあったというところである。そして、「教育可能な精神遅滞児童のための療育施設」と呼ばれた施設では、「教育可能」と判断された児童に対して、「単なる社会の落伍者から社会貢献できる一人の市民」になれるよう療育し、よい衛生管理のもと教育を行った。

医学的な伝統は、1800年代末頃から顕著になっていた。当時、医学的な専門知識は知的障がい者の病名診断とグループ分けの際につかわれていた。しかし1900年代になると、「教育不能」「ケアが困難」「非社会的」と呼ばれていた人たちがより大きな注目を浴びるようになってきた。これらの人々が抱える問題というのは絶望的なケースであり、場合によっては社会に対する1つの脅威であるというように考えられその結果、国家はこのような人たち向けに国立の施設を設置した。

第二次世界大戦終了後に、これら二つの伝統的見解の間に大きな衝突が起こった。1944年に、義務教育制度の法律が制定され、学校問題や教育学の考え方、または学校のあり方等について議論されたがその対象となったのは教育可能と判断された児童だけのもので、それ以外の児童について法律は関与していなかった。この時期に医学的見解との違いが明白になり始めた。医学的見解は、上でも述べた様にこのような状況を「絶望的」と判断し、社会にできることは十分な資源をもつ大型施設でこのような人たちをケアすることであった。これに対し教育学的な見解というのは、精神遅滞者には教育を受ける能力はあるので、必要なのは特別な教育方法であるということであった。また、その教育も大型施設ではなく小規模の施設で普通学校の協力体制のもとで行われるべきだと主張した。この対立した議論の結末は、現在のスウェーデンの状況をみればわかるが教育学的見解が勝利した。

1950年代に入ると、施設でのひどい状況がマスコミで取り上げられるになり、この時期から施設に入る必要性や施設内での状況が深刻に考えられるようになり、親の会が結成さ

れたり協会が生まれたりした。そして、いまでも議論されている普通学級と特殊学級に関して話し合われるようになってきた。そして 1960 年に入った頃に、ノーマライゼーションという用語が使われ始めた。ノーマライゼーションの原理は臨床的な専門用語を用いず、日常使用されている具体的な言語が使われていたため誰にでも理解しやすかったため、全く違う分野の人たちも障がい者に関する議論に加わるようになっていった。

その後 1981 年「社会サービス法 (the 1981 Social Services Act)」により知的障がい者への特別援護が地方自治体の責任として規定され、地方福祉委員会は「身体、精神、その他の理由で日常生活に困難を抱える人たちがコミュニティーに生活参加でき、他のものと同等に生活できるように努める」と規定した。また、1986 年「知的障害者援護法」が改訂され、「地底機障害者特別援護法」ができた。そこには、コミュニティーでの知的障がい者への特別援護が拡大されるとともに、入所施設を順次完全に解消することが記されていた。また、知的障がい者の施設入所への措置は原則的に禁止され、入所施設の移住者は年に一度のていきアセスメント、つまりアニュアル・アセスメントをうけ、よりノーマルな場へ移動し生活することとされた。このように、障がい者の施設入所をできるだけ避けることにより脱施設が行われていったのである。これにより、施設入所者の数は次第に減っていき、1997 年、スウェーデン議会は 2000 年までに入所施設を完全閉鎖し、施設でのケアとコミュニティーケアの二重システムの解消を目指すことと決定した。このように、脱施設が目指される背景として、ノーマライゼーション原理ができてから従来入所施設は「望ましくないが必要な」サービス機関として位置づけられてきたが、単に「望ましくない」サービス機関と認識の変化があった。

## 2. 4 世界的な広まり

ノーマライゼーションの理念が世界的に認知されていったのは、国際知的障害者福祉連盟 (International League of Societies for Persons with Material Handicap, 現 Inclusion International) と国際知的障害研究連盟 (International Association for Scientific Study of Mental Retardation) によってであった。国際知的障害者福祉連盟のモンペリア大会で、当時会長であったスティーブン氏は人権で同等な存在として知的障がい者を言及した。また、ニリエがその組織化を努めたこともあり、連盟の基調としてノーマライゼーションの原理があった。1968 年に、国際知的障害者福祉連盟は「知的障害者の一般権利および特別な権利」(エルサレム宣言) を宣言するが、そこには、「知的障害者は家族あるいは里親と共に生活する権利をもつ。また、コミュニティーの生活の全側面に参加し適切な余暇活動に参加する権利をもつ。入所施設のケアが必要であっても入所施設は可能な限りノーマルな生活に近い環境と状態であるべきである」(第 9 条) と宣言されている。(清水 2010 p138) そしてその後、国連はエルサレム宣言を引き継ぎ「知的障害者権利宣言」(1971 年) を掲げる。これは、知的障がい者が自分たちの能力を發揮しながら可能な限りノーマルな生活を送ることを目標としたものであり、内容は以下の通りである。

1. 知的障害者は、實際上可能な限りにおいて、他の人間と同等の権利を有する。
2. 知的障害者は、適当な医学的管理及び物理療法並びにその能力と最大限の可能性を發揮せしめ得るような教育、訓練、リハビリテーション及び指導を受ける権利を有する。
3. 知的障害者は経済的保障および相当な生活水準を享有する権利を有する。また、生産的仕事を遂行し、又は自己の能力が許す最大限の範囲においてその他の有意義な職業に就く権利を有する。
4. 可能な場合はいつでも、知的障害者はその家族又は里親と同居し、各種の社会生活に参加すべきである。知的障害者が同居する家族は扶助を受けるべきである。施設における処遇が必要とされる場合は、できるだけ通常の生活に近い環境においてこれを行なうべきである。
5. 自己の個人的福祉及び利益を保護するために必要とされる場合は、知的障害者は資格を有する後見人を与えられる権利を有する。
6. 知的障害者は、搾取、乱用及び虐待から保護される権利を有する。犯罪行為のため訴追される場合は、知的障害者は正当な司法手続に対する権利を有する。ただし、その心神上の責任能力は十分認識されなければならない。
7. 重障害のため、知的障害者がそのすべての権利を有意義に行使し得ない場合、又はこれらの権利の若干又は全部を制限又は排除することが必要とされる場合は、その権利の制限又は排除のために援助された手続はあらゆる形態の乱用防止のための適当な法的保障措置を含まなければならない。この手続は資格を有する専門家による知的障害者の社会的能力についての評価に基づくものであり、かつ、定期的な再検討及び上級機関に対する不服申立の権利に従うべきものでなければならない。

これは、障がいのある人の権利に対する最初の国連総会決議であり、その後の障がい者関連の国連総会決議や世界各国の障がい者施策に与えた影響は大きい。そしてこの後 1975 年に「障害者権利宣言」が宣言される。内容は 9 つの権利によって成り立っており、①年齢相応の生活を送る権利、②他の人々と同等の市民権及び政治的権利、③可能な限り自立できるための各種施策を受ける権利、④医療、教育、職業訓練、リハビリテーション等のサービスを受ける権利、⑤経済的・社会的保障、一定の生活水準の保持及び報酬を得られる職業従事の権利、⑥特別のニーズが考慮される権利、⑦家族と共に生活する権利、⑧搾取や虐待から保護される権利、⑨人格・財産保護についての法的な援助を受ける権利などがあげられている。この宣言の特徴は、障がいの種別や程度を問わずあらゆる障がいのある人を対象としていること、つまり無差別平等に諸権利がうたわれていることにある。また、障がい者の定義を示したことや障がいのある人も他の人々と同じ基本的権利を持っていることを明らかにしたことも大きな特徴としてあげられる。

## 2. 5 日本への影響

日本に影響を与えたのは、前章でも取り上げた 1981 年の「国際障害者年」の制定だとされている。これは国連が障がいのある人々の問題を世界的な規模で取り上げ、啓蒙活

動を行う世界最初の共同行動であり、その中で組み込まれた新しい障がい者福祉の理念は、障がいのない者と同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、ライフステージの全ての段階において、全人間的回復を目指す「リハビリテーション」の理念を基本理念とし、障がい者の社会への「完全参加と平等」を実現することであった。そして、この理念を基に、行動計画が作られた。その内容とは、『障害者がそれぞれの住んでいる社会において社会生活と社会の発展における「完全参加」並びに彼らの社会の他の市民と同じ生活条件及び社会的・経済的発展によって生み出された生活条件の改善における平等な配分を意味する「平等」という目標の実現を推進する』ことであった。そして、次の目的を実現するため国際的な取組みを行うことが決議された。

- (1) 障害者が身体的にも精神的にも社会に適応することができるように援助すること。
- (2) 適切な援助、訓練、医療及び指導を行うことにより、障害者が適切な仕事につき、社会生活に十分に参加することができるようにすること。
- (3) 障害者が社会生活に実際に参加することができるよう、公共建築物や交通機関を利用しやすくするための調査研究プロジェクトを推進すること。
- (4) 障害者が経済的、社会的及び政治的活動に参加する権利を有していることについて一般国民の理解を深めること。
- (5) 障害の発生予防対策及びリハビリテーション対策を推進すること。

そして、1983年から1992年を「国連・障害者の十年」とし、これらを通し、ノーマライゼーションの理念は急速に国際社会に普及した。以上のように、世界的にノーマライゼーションという言葉が広まり、「障害のある人も地域でノーマルに過ごす」といった共通の目標が立てられていったのである。

日本もノーマライゼーションの影響により施設でのケアからコミュニティーケアに移行していった。1章でも述べたように、障がいのある人は社会から排除され施設に收容され、そこで卑劣な扱いを受けていた。しかし、このノーマライゼーションの影響により、社会の中で障がい者も少しずつ受け入れられるようになり、彼らの居場所もできていったのである。従来は、国は「障がい者が自立できるように」と言いつつも具体的な施策も打ち出さず、問題を残したままであったが、国際障害者年等の影響により障がい者の立場にたって考えられた施策が打ち出され、そして何より、障がい者に目を向けられるようになった。また、「障害者は施設に入れるべき」といった昔からの固定観念を打ち破ったのも、このノーマライゼーションという言葉であるといっても過言ではない。コミュニティーケアと脱施設の進展は、日本のみならず世界中の国々でその速度に違いはありつつも、ノーマライゼーションはそれらを進行させたことに変わりはない。このようなことからわかるように、ノーマライゼーション原理は世界的に大きな影響を与え、障がい者分野に希望の光をもたらした。そして現在でも、ノーマライゼーション原理を障がい者の権利として保障する運動は国際的な広がりを持ちながらも、引き続き追求されている。

### 3. ノーマライゼーションからインクルージョンへ

#### 3. 1 インクルージョンとは

ノーマライゼーションの理念は、国際的に分離教育か統合教育かという論争のあった障がい児教育の分野でも大きな影響を与え、インテグレーション（統合）あるいは、メインストリーミングと呼ばれる統合教育への世界的な潮流をつくった。しかし、ノーマライゼーション原理のなかにいくつか問題点が浮上した。その中の1つが、「社会的偏見」の問題である。繰り返すが、日本は長い歴史の中で障がい者を差別し社会から排除してきた。これは日本だけにとどまる問題ではない。そのように、長年培われてきた障がい者に対する差別意識や偏見を、ノーマライゼーション原理で除去することは可能かということが問われてきたのである。差別や偏見は人々の中で既に固定観念としてもたれているものである故に、障がい者が施設から出て、地域の中で暮らしていける環境を整えられれば差別や偏見が除去されるというような単純な考えではいかないであろう。もちろん、社会的偏見をなくすためにノーマライゼーション原理は必要であるが、どのように有効に活用しなくしていくかは現在でも考えられている。

そして、「社会的偏見」からうまれる「社会的排除」に目をむけられるようになり 1980年代末から 1990年代初頭にかけて「ソーシャル・インクルージョン（以降インクルージョン）」という言葉が使われるようになった。インクルージョンとは、エクスクルージョン（社会的排除）の反対語であり、社会的包摂という意味をもつ用語であり、何らかの理由で社会から排除された人々を社会主流に包み込むという意味である。

この用語が使われている代表的な場は、教育の場である。学校教育に対する理念は様々あるが、教育形態の段階として「分離型の特殊教育」「統合教育」「インクルーシブ教育」の3段階に大きく分けることができる。分離型特殊学校とは、いわゆる特殊学校の事であり、普通学校についていくのが困難な児童に別の場所で個別に指導する事である。次に、統合教育とは、障がい児と健常児を同じ場所で教育することである。インクルーシブ教育と違う点は、健常児も障がい児も同じく浮かんで教育を受けるのであるが、これまでの教育体制を前提としているため、子どもをまだ「障がい児」と「健常児」という二分法でとらえており、教育の目的や体制に変革は見られないという点である。インクルーシブ教育は、障がい児も健常児も同じ場で教育を受けるのは統合教育と同じであるが、その目的に違いがある。同じ場で教育するのは、障がい児を健常児に近づけ普通にしようとするのではなく、子供のニーズや興味にあった教育をし、これまでの教育についての考え方や在り方の変革を目的としている。健常児だけでも障がい児でもなく、皆が平等に教育を受けられるよう、クラスにも複数教師を受け、対応できるようになっている。このように、インクルーシブ教育とは障がい児だけではなく、健常児にも目を向け考えられた教育の場となっている。<sup>vii</sup>

ここでは教育の場を例であげたがインクルージョンは、もちろん社会福祉の分野でも使われている。例えばホームレス、正規雇用されず貧困を強いられた人たち、シングルマザー、加齢とともに社会的に弱者になってしまった高齢者、そして障がいがある故に差別排

除されてきた障がい者などである。このように、インクルージョンはノーマライゼーションと違い、障がい者だけに焦点を当てるのではなく、社会的に排除されているすべての人々に目を向けているのが特徴の一つである。

### 3. 2 インクルージョンの登場

ではインクルージョンという用語はどのようにして生まれたのだろうか。起源は 1974 年フランスであると言われている。始めに使われるようになったのは、インクルージョンではなくエクスクルージョンであった。フランスのルネ・ルノワール (Lenoir, R.) が『排除された人たち-10 人に 1 人のフランス人』(1974 年刊) の中でエクスクルージョンという言葉は初めて使用した。そして、1980 年代になりフランスでは経済のグローバル化が進む中、アフリカ系イスラム教徒がの移民労働者が移住して来るように、貧困層を作り出す。その中に障がい者も含まれていたが、政府は社会的正義と公平を求める社会政策としてインクルージョンが登場した。<sup>viii</sup>

また、ユネスコでは 1980 年代から「万人のための教育 (Education for all)」を目標に様々な取り組みを行ってきた。その延長線上として、1994 年スペインのサラマンカで「特別なニーズ教育に関する世界会議」を開催し「サラマンカ宣言と行動大綱」を採択した。これらは、インクルージョンの原則すなわち、すべての人を含み、個人主義を尊重し、学習を支援し、個別のニーズに対応する施設に向けた活動の必要性の認識を表明している。また、この会議ではすべての子どもに教育を受ける権利があると言う事を再認識しながら、貧困や障がい等様々な理由で教育の場から排除されてきた子どもを「特別なニーズを有する子ども」と把握し、そのような子どもたちを包できる学校、すなわちインクルーシブな学校作りの必要性を提起した。このようにして、「サラマンカ宣言と行動大綱」は万人のための教育を達成するため、学校を教育的により効果的なものとするための課題にとって重要な貢献をおこなった。<sup>ix</sup>

日本では、旧厚生省の『『社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会』報告書』(2000 年) のなかで初めて情的にインクルージョンという言葉が使用された。その内容とは、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う、インクルージョンの理念を進めることを提言している以下はその一部を引用したものである。

社会福祉は、その国に住む人々の社会連帯によって支えられるものであるが、現代社会においては、その社会における人々の「つながり」が社会福祉によって作り出されるということも認識する必要がある。特に、現代社会においてはコンピューターなどの電子機器の開発・習熟が求められるが、人々の「つながり」の構築を通じて偏見・差別を克服するなど人間の関係性を重視するところに、社会福祉の役割があるものとする。なお、この場合における「つながり」は共生を示唆し、多様性を認め合うことを前提としていることに注意する必要がある。(中略) イギリスやフランスでも、「ソーシャル・インクルージョン」が一つの政策目標とされるに至っているが、これらは「つながり」の再構築に向けて

の歩みと理解することも可能であろう。x

以上のように、この報告書では、社会福祉においての人との「つながり」の重要性を提言しそれにより、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげることを目標として掲げている。つまり、インクルージョンにより人とのつながりを強くし、排除されている人々もつつみこもうという方針を打ち出している。

### 3. 3 ノーマライゼーションとインクルージョンの違い

これまでノーマライゼーションとインクルージョンについて説明したが、ここでその違いを明確にしたいと思う。まず1つ目が、前にも述べたが対象者の違いである。ノーマライゼーションは社会から排除されている障がい者を対象にしているのに対し、インクルージョンはその対象者を障がい者に限定せず、社会から排除されている、もしくは排除される可能性のあるもの全ての人達を対象とした。それは、ノーマライゼーション原理ができた頃と現在の状況が違うことが理由としてあげられる。というのは、ノーマライゼーション原理ができた頃は、障がい者は社会から排除され、サポートが必要な特別な存在として見られてきた。しかし現在は、ノーマライゼーションのおかげで以前よりは障がい者に対する施策やサポート等も考えられ、障がいがあっても比較的住みやすい環境となった。そして現在は障がい者に限定せず、排除されている、またはその可能性のある人々を社会の主流へ戻すよう包みこむことが目標とされ、いわばノーマライゼーションを超えた環境が目指されている。従って、ノーマライゼーションがインクルージョンの土台を作ったという見方をすれば、ノーマライゼーションは歴史的に大きな役割を果たしたと言えよう。

そして二つ目の違いは、「逸脱している」あるいは「逸脱しているとみられる」人が提示する「差異」へのアプローチにあると清水(2010)はいう。ノーマライゼーション原理は、障がい者と健常者の差異の存在を提示し、それをノーマルなものにするよう努めることで、社会からの差別や排除をなくしていこうとするものである。それに対しインクルージョンは、その差異の存在を重視せず、「包み込む」ことで多様性を受け止める社会を要求している。

しかしここで誤解してはいけないのは、ノーマライゼーションの理念がインクルージョンの登場により消えたわけではないという事である。なぜなら、ノーマライゼーションは人権の尊厳の回復を願う、教育や福祉に関わる根本的な思想であり、それらを語る上で絶対に忘れてはいけない理念であるからである。近年インクルージョンの概念が使用されているのは、新自由主義により経済や社会において格差が生まれているという社会問題があるゆえであり、ノーマライゼーションの理念が古くなったという訳ではない。インクルージョンの根底にはノーマライゼーションの理念があり、それ故に2つの原理や思想は、根本思想で通念していると考えてよいだろう。

## 4. 共生社会実現に向けて

我が国では、2003年（平成15年）度から2012年（平成24年）度までの10年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めるものとして「障害者基本計画」が策定された。その中の基本方針として、「21世紀に我が国が目指すべき社会は、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とする必要がある<sup>xi</sup>」と書かれている。では、なぜ現在共生社会の実現が目指されているのか、そしてそのために必要なこととは何なのだろうか。この章では、共生の必要性、そして可能性を探っていきたいと思う。

### 4. 1 差別の現状

共生社会とは上にも述べたように、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う」社会のことをいう。つまり、障がいがあるから差別されたり社会から排除されたりしてはならないということである。このような目標が掲げられた背景には、現在でも障がい者差別が何らかの形で残っており、健常者と障がい者が地域の中で共に暮らすにあたり障がいがあるということは明白であろう。では具体的にどのような差別がされているのか、現状を内閣府共生社会統括官が行った世論調査でみてみようと思う。

これは、「障害を理由とする差別等に関する意識調査<sup>xii</sup>」であり、2009年に15歳以上80歳未満の男女1050人を対象に行った調査である。その中で、「あなたは、障害のある人もない人も、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らすことを目指す『共生社会』という考え方を知っていますか」という項目に対し結果は、知っている人が22.2%、言葉だけ知っている人が41.7%、知らない人が36.1%となり、知っている人が全体の約6割を占めているが、依然としらない人の割合も高い。

そして、「あなたは、現在、日本の社会には障害のある人に対して、障害を理由とする差別があると思いますか」という質問に対しては、「あると思う」と答えた人が43.2%、「少しはあると思う」と答えた人は48.3%、「ないと思う」という人が3.7%、「わからない」と答えた人が4.8%であった。この結果から、現在の日本の社会には障がい者への差別が存在するということが明確にわかる。また反対に、「ないと思う」と答えた人が3.7%もいたことも驚くべき結果である。現在の社会に差別があるかないかは、誰もがわかることだと思っていたけれど実際にはそうではないようだ。その理由は次の質問事項にあると考えられる。

「あなたは、障害を理由とする差別が行われている場合、差別を行っている人の意識についてどう思いますか」という質問に対し、「意図的に行われている差別が多いと思う」と答えた人が6.0%、「どちらかという、意図的に行われている差別が多いと思う」と答えた人が22.3%、「どちらかという、無意識に行われている差別が多いと思う」と答えた人が54.5%、「無意識に行われている差別が多いと思う」と答えた人が10.8%、「わからない」と答えた人が6.5%であった。このように差別は無意識のうちに行われていることが多いと認識している人が多いことがわかった。無意識のうちに行われているからこそ、前

の質問で「差別がないと思う」と答えた人がいたのであろう。

#### 4. 2 意識変革の必要性

この調査からもわかるように、障がい者差別は未だに実在している。その事実はもちろん考えなければならないことであるが、ここで注目したいのは障がい者に対する人々の意識の低さである。なぜ障がい者差別が無意識に行われているのだろうか。その理由は2つあると考える。1つは、障がい者が排除されていた時代が長過ぎたからであると思う。それ故に固定観念として、「障がい者は弱者である」とか「障がい者は怖い」とかいう認識を持つことが当たり前になってしまっていて、それが差別であるということにさえ気づかなくなってしまうのである。もし意図的に行われているのであれば、その部分の改善策を考えればよいのだが、人々の中の潜在意識の領域の話であれば、まずその意識を引き出し本人達に気づかせることから始めなければならない。

そして2つ目の理由として、障がい者とふれあう機会が少ないということがあげられる。2009年に20歳以上の男女1815人を対象に内閣府が行った「障害者世論調査」<sup>xiii</sup>では、身近に障がいのある人がいるか、または、これまでいたことがあるかという質問に対し、「自分自身又は家族等身近な親族」を挙げた者の割合が33.4%と最も高く、以下、「隣近所」(20.4%)、「学校」(16.6%)、「自分の職場」(14.1%)など、身近に障がいのある人がいたことについて何らかの選択肢を挙げた者の割合が69.4%、「身近にいたことはない」と答えた者の割合が30.2%であった。注目すべきなのは、学校や職場で障がいのある人がいるかという質問に対してであると答えた人が全体の2割にもみえないことである。このことは、前章であげたノーマライゼーションやインクルージョンがまだ実現されていないことを証明している。このような、状況であるから障がい者に対して関心をあまり寄せざるきっかけがないという事実があるということは否めない。

私たちも、何かに関心を抱くときはまずはそのことを知った上でそのことに関しての知識を深めていくが、これも同じことだといえよう。障がい者とふれあう機会がなければ、お互いのことを当然知る機会もなく、「共生」の実現までの道のりも遠くなってしまう。ここで、障がいのある人もない人も平等に暮らしていくことを目標としているノーマライゼーションやインクルージョンは、重要な役割を果たす。社会から排除されている障がい者達を社会の中に包みこむ込むことにより、障がいのある人達とふれあう機会を持つことができお互いのことをより知り合える。したがって、それら二つの理念は、共生社会実現に向けて最も重要な役割を果たす必要不可欠な理念であるということがわかる。

#### 4. 3 サポートティブな関係作り

障がい者が地域で暮らしていけるために必要なのは、障がいのある人も不自由なく暮らしていける環境である。最近では、バリアフリーやユニバーサルデザインといった環境の配慮もなされている。そのような物理的な環境作りも、非常に大切ことであるが、サポートティブな環境作りも大切になってくる。どのようなことかということ、私の実体験をもとに述べていこうと思う。

私は 2011 年 7 月、杉並区の作業所に勉強のため 12 日間研修にいった。そこには約 80 名の知的障がい者が働いていた。作業内容は、封入、箱折り、箱詰め等といった単純作業であったが、その作業の中でも利用者が快適に過ごせるような環境作りへの工夫がなされていた。例えば、利用者が自信を持って働けるようにエンパワーメントしていたことである。知的障がい者の中には、それまで施設や家庭の中だけで育っていたせいや、差別されてきたせいで自分に自信を持ってなくなってしまっている人が多い。そのような利用者達に、自信を持ってもらうために、何か失敗したとしてもそれを成功体験に結びつけたり、社会の一員として働いているという自覚を持って作業をしてもらったりすることで、利用者それぞれが自信を持って働いていけるよう心がけていたようだ。

また、信頼関係の構築にも気をつけているようであった。利用者の中には、自分の思いを伝えると怒られてしまうのではないかとといった恐怖心から、感情を出さなかったり、うまく表現できなかつたりする人もいる。しかし、そのような状態であれば快適に仕事を進めることはできない。したがって、職員の方達は、利用者との良好な関係作りをすることにより信頼を深め、困ったときにいつでも手助けできるよう努めていた。この他にも、健康への配慮、コミュニケーション方法の工夫、利用者の意思尊重等様々なことへの気配りがなされていた。

この作業所の例は、地域支援の際に必要な環境への配慮とかわらないと思う。障がい者の中には、長い差別の歴史により自分への自信を失ってしまっている人が多い。そのような人たちに、エンパワーメントすることにより、地域の一員として共に生きていく自信を取り戻す機会を提供することは大切である。そして、それをすることにより障がい者も自分らしい生き方を見つけ選択できる力を身につけられるようになるであろう。また、信頼構築という点はとても重要なことである。共生するということはお互い尊重し合い支え合って生きていくことであるが、差別がある限り健常者と障がい者の間にある壁は壊すことはできない。したがって、上でも述べたように健常者側が意識改革によって差別や偏見を拭い取り、お互いのことを知る努力をしていくことで支え合って生きていくことができるのではないかと考える。

#### 4. 4 共生社会実現への道のり

以前に比べ、施設の果たす役割はかわってきている。1 章でも述べたが、昔施設というのは社会に適応できないと判断された障がい者を收容する場として認識されていた。その中で、自分たちの人権や尊厳は奪われ自由に生活することはゆるされなかった。しかし、ノーマライゼーションを始め、様々な施策や理念が考えられ、現在では障がい者が有る無しに関わらず皆が地域で暮らせるまち作りが目指されている。その浸透力はまだまだ弱いですが、「障害者は施設に收容すべき」という方針から「障がい者も地域で暮らすべき」という方針にかわったということはここ数十年間の大きな進歩であると思う。また施設の中でも、ただ退屈な毎日を過ごすのではなく、一人一人の個性を尊重し、その人らしい生活が送れるようサポートするよう目指されている。

障害者権利条約のなかで、「障害のある人がない人と同じように生活するために過大な負担とならない範囲で行う配慮や工夫」xivを「合理的配慮」と定めているが、その認知度は

非常に低い。このように、いくら政府が障がい者分野に力を入れたとしても、問題は社会の中に存在する。そのため、その社会を構成する国民一人一人が障がい者に関心を持ち、差別意識を改善しようと心がけなければ意味がないものになってしまう。共生社会を目指すのであれば、まずは相手のことを知る努力から始める必要があると思う。その機会を誰もが持つよう、インクルージョン理念に基づき、共生社会実現へ向け、啓発活動、政策作り、環境作り等を考えていくことが政府の役目である。そして、それを他人事とせず自分にも関わることであるという意識のもと、積極的に障がい者との交流をはかることが私たち健常者のできることでと思う。しかし大事なことは、理念や政策が先走ってしまい、ただ理想論を並べたものになってしまうようにすることである。ノーマライゼーションやインクルーシブ等といった理念を、国民と共有できて初めて共生社会実現へ向かっていけるのではないかと思う。

## おわりに

障がい者福祉の歴史をみていくと、障がい者に対する無意識の差別や偏見がどのように作り上げられたのかがわかる。これはおそらく、私たちが反省すべき最大の過ちであろう。しかし、ノーマライゼーション理念ができたことにより、障がい者との共生社会実現への光が見え始めた。ニリエが提唱したノーマライゼーション原理は、いかに障がい者が差別され生きていたのか明らかにしたのと同時に、今後障がい者が地域での関わりの中で、どのように暮らしていくべきか明確にしてくれた。また、そのノーマライゼーションを具現化していく過程の中でノーマライゼーションを超えるインクルージョンの理念が登場し、福祉分野にとどまらず、教育や雇用といった社会全体としての共生社会が目指されるようになった。現在は、残念ながらまだ差別文化が残っており、共生社会実現は厳しいと思われるが、これから地域の中で障がい者と健常者がどのように関わって生きていくのか、そしてそのために私たち一人一人が出来ることは何なのかもう一度考え、それをアクションとして起こすことにより、道は開けていくと思う。そこで大事なことは、「お互いのことを知る」というプロセスである。例えば、今障害のある人たちがどのように地域で暮らしていきたいと思っているのか、またそのために私たち健常者ができる支援とは何なのか、向かっていく方向を明確にしなければ何も始まらない。したがって、障がいのある人たちと関わっていく中で、「共に生きていく」という意識をそれぞれが高めることにより私たちが望む共生社会は実現できるのではないかと思う。

## 引用参考文献

カリフォルニアピープルファースト, 1998,

『私たち遅れているの?——知的障害者はつくられる』現代書館

グンネル・ヴィンランド,スサンヌ・ローレンストレーム=ベンハーゲン著,2009

『見て!聞いて!分かって!知的障害のある人の理解と支援とは』明石書店  
厚生労働省,「厚生白書(昭和 36 年度版)」<http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/wp/index.htm>  
(2011.12.15)

田中耕一郎,2005『障害者運動と価値形成——日英の比較から』現代書館

清水貞夫著, 2010『インクルーシブな社会をめざして——ノーマライゼーション・インクルー

ジョン・障害者権利条約』クリエイツかもがわ

杉本章,2008『障害者はどう生きてきたか』現代書館

園田恭一・西村昌記 編著, 2008『ソーシャル・インクルージョンの社会福祉

——新しい<つながり>を求めて』ミネルヴァ書房

高橋幸三郎 編著,2002『知的障害をもつ人の地域生活支援ハンドブック

——あなたとわたしがともに生きる関係づくり』ミネルヴァ書房

中野敏子著,2009『社会福祉学は「知的障害者」に向き合えたか』高菅出版

生瀬克己著,2000『共生社会の現実と障害者 二一世紀を生きる障害者のために』明石書店

生瀬克己著,1999『日本の障害者の歴史——近世篇』明石書店

ピープルファースト東久留米,2007『知的障害者が入所施設ではなく地域で暮らすための本  
——当事者と支援者のためのマニュアル』生活書院

ビルウォーレル著,2010『ピープルファースト当事者活動のてびき

——支援者とリーダーになる人のために』現代書館

ベントニリエ著, 2008『再考・ノーマライゼーションの原理

——その広がりとの現代的意義』現代書館

松本了編,1999『障害者の人権』明石書店

三重野卓著,2010『シリーズ・現代の福祉国家 第7巻 福祉政策の社会学

——共生システム論への計量分析』ミネルヴァ書房

要田洋江著,1999『障害者差別の社会学』岩波書店

## 注

---

<sup>i</sup> <http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/wp/index.htm>

厚生白書 1961年 第2部 第3章

<sup>ii</sup> 河東田博「ノーマライゼーション原理とは何か——人権と共生の原理の探究」現代書館  
2009年、30項

<sup>iii</sup> 杉本章「障害者はどう生きてきたか」現代書館 2008、50~51項

- 
- iv 曾和信一「ノーマライゼーションと社会的・教育的インクルージョン」阿吽社 2010年、114項
- v 前掲 i 48項
- vi 前掲 i 51項
- vii [http://www.f.waseda.jp/k\\_okabe/semi-theses/10eri\\_yoshikawa.pdf#search](http://www.f.waseda.jp/k_okabe/semi-theses/10eri_yoshikawa.pdf#search)  
吉川英里 義務教育における特別支援教育とインクルーシブ教育の意義
- viii 清水貞夫「インクルーシブな社会をめざして」クリエイツかもがわ 2010年、160項
- ix [http://www.dove.co.jp/sumomo/siryous\\_folder/Salamanca.html](http://www.dove.co.jp/sumomo/siryous_folder/Salamanca.html)  
すももの会 インクルージョンの実現に向けて (2011.12.15)
- x [http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0012/s1208-2\\_16.html](http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0012/s1208-2_16.html)  
「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書 (2011.12.15)
- xi <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.html#1>  
障害者施策 障害者基本計画(2011.12.15)
- xii <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h21ishiki/pdf/kekka.pdf>  
「障害を理由とする差別等に関する意識調査」(2011.12.15)
- xiii [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei\\_32.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32.html)  
外務省 障害者権利条約 (2011.12.15)